

農林水産省国立研究開発法人審議会

第5回林野部会

林野庁

農林水産省国立研究開発法人審議会

第5回林野部会

日時：平成28年2月5日（金）

会場：農林水産省本館7階第3特別会議室

時間：午前9：57～11：56

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議事

（1）国立研究開発法人森林総合研究所の評価軸・評価の視点（案）について

（2）国立研究開発法人森林総合研究所中長期計画（案）について

3. 閉 会

午前9時57分 開会

○中塚研究指導課長補佐 おはようございます。定刻前でございますけれども、皆様お揃いですので、始めたいと思います。

開会に先立ちまして、林野庁森林整備部長より挨拶を申し上げます。お願いします。

○本郷森林整備部長 皆さん、おはようございます。林野庁の森林整備部長の本郷でございます。きょうは、国立研究開発法人審議会林野部会を開催したところ、大変お忙しい中お集まりをいただきましてありがとうございます。

先般、12月でございましたけれども、森林総研の次期中長期目標についてご議論をいただきました。その中長期目標をどう評価していくかということ、きょう決めていただく評価軸というようなものを、新たにそういう仕組みを設けて、この評価軸によって評価するというような基本的な考え方で研究開発法人のほうを評価していくという政府全体の流れに従って決めていきたいというふうに思っております。ぜひとも忌憚のないご意見をいただければと思います。

また、森林総研のほうで、この評価軸に関係する中長期計画、これについてご議論をいただき、しっかり練り上げたものにしていきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

森林総研、我々、森林・林業行政を進めていくに当たっても、さまざまな知見、あるいは技術開発、研究開発、そういうもののバックアップというか、支柱になるような研究を進めていただこうというふうに思っておりますので、そういう観点で皆様からも森林総研に対する温かいご支援をいただければと思っております。

本日は限られた時間ではございますけれども、活発なご議論をご期待申し上げてご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。

○中塚研究指導課長補佐 それでは、酒井部会長、議事進行をよろしくお願い申し上げます。

○酒井部会長 それでは、ただいまから農林水産省国立研究開発法人審議会第5回林野部会を開催いたします。

本日の議長を務めさせていただきます酒井でございます。よろしくお願いいたします。

では、最初に事務局から、本日の資料、進め方等につきましてご説明をお願いいたします。

○中塚研究指導課長補佐 事務局の研究指導課、中塚でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、会議の成立につきまして報告いたします。委員・臨時委員・専門委員8名のうち、本日7名の方がご出席されております。農林水産省国立研究開発法人審議会令第6条の規定に

よりまして、本日の部会は成立しております。

なお、本日、中山委員はご欠席でございます。

また、本日の出席者のご紹介は割愛をさせていただきたいのですが、お手元の資料の中に出席者名簿を、3枚目につけておりまして、4枚目に座席表をつけておりますので、これにてご確認をお願いします。

次に、資料につきましてご確認をお願いいたします。配付資料一覧がございます。資料が1から4までございます。参考資料が同じく1から4までございます。

資料1につきましては、国立研究開発法人森林総合研究所の評価軸・評価の視点（案）というものでございます。資料の2でございます。1枚紙になっておりまして、評価軸・評価の視点（案）に対する事前の意見取りまとめ表というものでございます。それから、資料の3でございます。国立研究開発法人森林総合研究所中長期計画（案）でございます。資料の4、1枚紙で裏表両面になってございます。中長期計画（案）に対する事前の意見の取りまとめ表でございます。

そして、参考資料1といたしまして、独立行政法人の目標の策定に関する指針の抜粋をしたものでございまして、これにつきましては、本日の評価軸の関係につきまして、「研究開発に関する審議会の意見等を踏まえ、目標策定時に適切な評価軸を設定し、法人に提示する」となっており、これに基づきまして本日の部会の開催ということになってございます。それから、参考資料1の裏にも「主務大臣及び国立研究開発法人が中長期目標・中長期計画を策定するに際し」とありまして、「第三者の立場から、社会的な見識、科学的知見、国際的水準等に即して適切な助言を行い、客観的に確認する」ということで、この研究開発に関する審議会でご提言をいただくというような形になってございます。

それから、参考資料2につきましては、独立行政法人の評価に関する指針でございまして、抜粋したものでございます。こちらは評価の視点の関係を抜粋したものでございます。業務の効率化ですとか、研究開発以外の部分のものにつきましては、こういった評価の視点というものに基づいて評価を行うということになってございます。

それから、参考資料の3でございます。これは先般、12月にご意見をいただきまして、その意見を踏まえまして修正を行った中長期目標（案）ということになってございます。

それから、最後に参考資料4でございます。これは、現行の独立行政法人森林総合研究所の中長期計画でございます。

以上が資料でございます。過不足等ございましたら、事務局までお知らせいただければと思

います。よろしいでしょうか。

続きまして、お手元の議事次第をごらんください。本日の議事は、（１）国立研究開発法人森林総合研究所の評価軸・評価の視点（案）について、それから、（２）国立研究開発法人森林総合研究所中長期計画（案）についての２件でございます。先ほども申し上げましたように、評価軸につきましては、先般12月の中長期目標に付随するものでございますので、先ほどの参考資料のところでもご説明したとおり、本日の意見を踏まえて設定をするということになります。それから、中長期計画につきましても、先ほどの参考資料でご説明したとおり、本日の審議会、部会でご意見をいただくということになります。さらに今後の予定としましては、これらの中長期目標案、それから評価軸案を添付したのになります。これは、今月の22日に開催されます独立行政法人評価制度委員会、総務省の委員会、それから、財務協議も経まして2月末ごろに大臣決定の予定となります。さらに、森林総研が作成します中長期計画につきましては、この中長期目標が決定した後、正式には森林総研の方からの認可申請に基づきまして、これも財務協議等を経まして、最終的に3月末までに大臣が認可をするということが必要になってまいります。

本日の議事の進め方でございますけれども、まず最初に、林野庁から森林総合研究所の中長期目標に係る評価軸（案）につきまして説明をいたします。これにつきましてご審議の上、ご意見の取りまとめをお願いしたいと思います。それからもう一点、次の森林総研の中長期計画（案）でございますけれども、これも評価軸を検討するという上でも関係がございますので、本日、ご意見を伺うということとしております。ですので、その後、中長期計画（案）を森林総研から説明をいたします。これにつきましてもご意見を取りまとめをお願いしたいと思います。

最後に、本日の議事につきましては、議事録としてまとめまして、後日事前に皆様に確認の上、ホームページに掲載をいたします。

以上でございます。

○酒井部会長 ただいまの事務局のご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

特にないようですので、それでは、議事の森林総合研究所の中長期目標に係る評価軸（案）につきましてご説明をお願いいたします。

○宮澤研究指導課長 おはようございます。林野庁の研究指導課長、宮澤でございます。研究開発業務、それから3業務の共通部分につきまして私から説明させていただきます。

では、座って失礼いたします。

お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。

今回、林野庁からご説明するこの資料1は、評価軸、それから評価の視点、そしてそれらに係る指標についてでございます。評価軸につきましては、研究開発業務に係る目標について設定をする、そしてまた、この評価の視点につきましては、研究開発以外の事業、こういったものについての目標について設定するということになっております。

では、資料の1の1から3ページ、これが評価軸というふうになっておりますので、ここについてご説明いたします。

まず、指針では、評価軸というのは評価の基本となるわけでございますけれども、考えられる評価軸をただ網羅的に挙げるのではなくて、それぞれの研究特性を踏まえて評価すべきことをしっかりと評価するということを重視して、厳選した評価軸を設定していくということとされております。

それから、評価軸の横にあります指標でございますけれども、これは評価指標とモニタリング指標の2種類がございます。この違いでございますけれども、評価指標というのは、評価・評定の基準とはなるんですけれども、総務省の指針を踏まえまして、近視眼的であったり、あるいは断片的な研究開発を助長しないように、定量的な指標とするのではなくて定性的に書くということとしております。一方、モニタリング指標というのはモニターするものですので、こちらのほうは客観的な事実を把握して適正、厳正に評価するために定量的な指標というふうにしております。

こういったことから、1ページから2ページに続いております重点課題(1)のア、イ、ウ、エ、それぞれ森林総研の研究4分野でございますけれども、アの森林の多面的機能の高度発揮に向けた管理技術と開発、それからイが持続的な林業システムの開発、裏面、2ページに行きまして、ウが川下になりますが、木材及び木質資源の利用技術の開発、そしてエが森林生物の利用技術の高度化、林木育種による多様な品種開発といったことでございますけれども、これらにつきまして、評価軸につきましてはそれぞれ共通としておりまして、取り組みまたは成果というものが国の施策だとか社会的ニーズに合致しているかという評価軸の1、それから評価軸の2として、研究開発成果等の普及に貢献しているかどうかということとしております。そして、それぞれの評価指標につきましては、それぞれアからエの研究課題ごとに対応した具体的な取り組みですとか、あるいは成果事例といったこと、そしてまた、成果の普及促進への取り組み事例など、こういった定性的な指標としていくことで考えております。また、モニタリン

グ指標につきましては、論文の発表件数ですとか講師等の派遣件数といった定量的な指標で考えているところでございます。

それから、2ページの下の段、(2)でございますけれども、長期的な基盤情報の収集、保存、評価並びに種苗の生産及び配布というところでございます。ここにつきましては、研究の4本柱とは若干ニュアンスが異なりますので評価軸を変えておりまして、評価軸1としては収集等が適切に行われているかという評価軸を設定し、その評価指標につきましては、収集等の取り組み状況として定性的な指標を設定してございます。また、モニタリング指標には収集実績といったような定量的な指標を設定してございます。

また、種苗の生産・配布のほうにつきまして、評価軸2といたしましては、適切な配布が行われているかという評価軸を設定しておりまして、評価指標としては、その取り組み事例として種苗配布の取り組み事例といった定性的なものを定め、モニタリング指標につきましては定量的値になりますので、種苗の種類とか本数といったようなことで考えているところでございます。

それから、3ページの(3)になります。前回もご議論いたしましたが、橋渡しを今回一つ目玉に出しておりますけれども、この橋渡しについてどうしていくかということでございます。体制の整備、運用と成果の活用事例といったことを評価指標とする一方、適切な資源配分が行われているかなど、業務の効率化ですとか、あるいは効果的な運用状況、こういったことを評価指標といたしまして、研究開発成果の最大化に向けて取り組んでいくということで考えているところでございます。

それから、おめくりいただきまして4ページになりますけれども、ここからは時計文字のⅡ番になりますが、評価の視点というところになります。この3段表の真ん中のところが3ページまでは評価軸となっておったんですけれども、ここからは評価の視点ということになります。

4ページは森林保険業務ですので、これは後ほど担当のほうからご説明いたします。

また、5ページにつきましても、これは水源林造成でございますので、これも後ほど担当のほうから別途ご説明いたします。

研究開発につきまして、6ページになります。6ページ、第4、業務運営の効率化に関する事項の1番、一般管理費等の節減の(1)、ここが研究開発業務になるわけでございますけれども、ここにつきましては、評価の視点として、効果的・効率的な業務運営、そして研究開発成果の最大化の両立ができていくかというところを視点としております。そして、その指標につきましては、一般管理費の節減状況ですとか業務経費の節減状況といったところで評価をし

ていくということで考えてございます。

それから、中段の2番、調達合理化ですけれども、これは研究開発、保険、そして水源林造成、3分野の共通事項になるわけですが、ここにつきましては、調達手続の簡素化、それから納期の短縮といった調達等の合理化計画に定められた指標によって効率的・効果的に行われているかどうかということで見ていこうと考えております。

それから、3番目の業務の電子化でございます。これも3分野共通でございますが、電子化につきましても、電子化を通じた業務の簡素化、迅速化、あるいは利便性の向上といったことが図られているかという観点から評価の視点と指標を設定したところでございます。

下に行きまして第5、財務内容の改善に関する事項でございます。研究開発業務は1番のところになりますけれども、ここにつきましては、予算の計画と実績による管理とセグメント情報の開示に対応した取り組みがなされているか、また、自己収入の確保に向けた取り組みが行われているかという観点から評価の視点を定めておりまして、指標としては実際の予算配分方針、実績等々ということで考えているところでございます。

続きまして、7ページでございます。

4番、保有資産の処分についてでございます。ここにつきましても共通になりますが、保有資産の必要性、そして有効活用、適切な処分等々の観点から評価の視点、指標を設定しておりまして、指標につきましては処分状況といった実際のデータを使っていくということになるのかと考えております。

進みまして、8ページでございます。

8ページの第6といたしまして、その他業務運営に関する重要事項がございます。3分野の共通事項といたしまして、1番でございますが研究開発業務、森林保険業務及び水源林造成事業における連携の強化、そして2番でございますが、中段になりますけれども、行政機関や他の研究機関との連携・協力の強化、こういったところにつきまして、各業務に特化するものではなく、連携によるシナジー効果に関する事項ということで考えております。

この1番の3分野の連携強化につきましてですけれども、研究開発において森林保険業務ですとか、あるいは水源林造成事業の情報ですとか、あるいはフィールドといったものがどのように活用されて、そしてまた、その研究開発の成果が保険業務、水源林造成事業にどのように反映されて活用されているのか、あるいは相互のネットワークというものが有機的に結合しているのかどうかという観点から評価の視点と指標を設定しております。

また、中段、2番の行政機関云々の連携強化につきましては、連携の仕組みというものが適

切に構築、運用されているのかという観点から評価の視点、指標というものを設定してまいります。

そして、3番目の広報活動の促進でございますけれども、国民に広く認知されるための取り組みが行われているのかという観点から評価の視点、指標を設定しております。プレスリリース数ですとかウェブサイトの発信数、そういったもので指標としていくのではないかと考えております。

それから、下の4番、ガバナンスの強化についてでございますけれども、これは（1）にございます内部統制システムの充実・強化ということと、それから（2）番のコンプライアンスの推進ということがございます。これらにつきまして、ガバナンスの強化は、全体として取り組みが適切に行われているかどうかという観点から評価の視点と指標を定めているところでございます。

進んでいただきまして、9ページでございますけれども、5番でございます。人材の確保・育成についてでございます。必要とする人材をいかに確保して育成しているか、あるいは男女共同参画をどう推進しているかという観点から評価の視点を設定しております。特に研究開発業務につきましては、クロスアポイントメント制度の活用による人材交流の状況といったものを評価指標としております。また、（2）の人事評価システム、それから（3）の役員給与といったことにつきましても、それぞれ適切に行われているかどうかという観点から視点と指標を設定しているところでございます。

それから、下の段、6番の情報公開の推進でございます。これにつきましても3分野共通の目標ということになってまいります。情報公開を適切に行っているかということで評価の視点、指標を設定しております。情報公開の対応状況等々ということでございます。

また、おめくりいただきまして7番でございますけれども、情報セキュリティ対策の強化ということにつきましては、評価の視点ですけれども、政府機関の情報セキュリティ対策の統一的な基準等々ございますので、そういったことに従ってやっているかというのが評価の視点の中心になろうかと思っております。そして、評価の指標としては、例えば不正アクセスがあったときにどう対応したかといった対応状況等々で見えていくのかなというふうに考えているところでございます。

それから、真ん中辺になりますが、8番、環境対策・安全管理の推進についてでございますけれども、特に研究開発業務におきましては、化学物質ですとか生物材料等を扱っておりますので、これを適正に管理するシステムが構築されているかといったことを評価の視点としてい

くわけでございます。したがって、事故、災害を未然に防止する安全確保体制の整備状況といったようなことが評価指標になっていくというふうに考えているところでございます。

そして、この一番下から10ページ、11ページにちょっとまたがりますが、9番の施設及び設備に関する事項でございますが、こちら、施設及び設備に関する事項としましては、必要な施設・設備の整備計画を適切に策定して取り組みが行われているかという観点から評価の視点及び指標を設定したところでございます。主には省エネに対してどう対応しているのかということがメインになっていくかというふうに考えております。

以上が、この評価軸と評価の視点の案の研究開発部門でございます。

なお、これに関しまして委員の方々から事前にご質問をいただいておりますので、それにお答え、ご説明したいと思っております。

資料の2を出していただきたいと思いますが、資料の2、A4の横で整理した表が次にあるかと思っております。評価軸・評価の視点（案）に対する事前の意見取りまとめ表というものがございます。

上から順にご説明いたしますと、研究開発の関係では、一番上、志賀委員からご意見をいただいております、研究開発成果の最大化に関しまして、例えば筑波大学では、森林総研の研究者に大学院の連携教員として活躍いただいている方も多い。そういった活動も、この評価に加えられるかということでございます。この場所につきましては、資料1の案の3ページをごらんいただきたいのですが、3ページのちょうど（3）のところになるんですが、研究開発成果の最大化に向けた取組というところですが、この右側の評価指標の3ポツに当たるんですが、講師、分析、鑑定等依頼への対応状況というのを評価指標とすることとしておりまして、連携教員等で他大学でご活躍いただいているのは、こういった依頼への対応状況ということで含まれていくのではないかと考えておりまして、そういう意味では、ご意見いただいた連携教員としてのご活躍というのは、この依頼への対応ということで扱ってまいりたいというふうに考えているところでございます。したがって、既に記載の中でここについては対応させていただきたいというふうに考えております。

それから、田村委員からいただいた、この整理表では下から2段目になりますけれども、資料のほうでは9ページの5の（1）、人材の育成確保についてでございます。評価軸に研究環境の向上に取り組んでいるかということを加えてはどうかというご意見をいただいております。この評価の視点の中で具体的にどのような内容とするかという細部につきましては、実は中長期目標ではなくて中長期計画のほうで規定することとしておりますので、この研究環境の向上

に取り組んでいるかということにつきましては、この構成要素ということで、中長期計画のほうで対応させていただきたいというふうに考えてございます。後ほど中長期計画のご説明もございますが、その中で人事評価のところに関連する部分がございます。

それから、本日ご欠席でございますけれども、中山委員からご質問をまず1ついただいております。評価指標とモニタリング指標というのはどのようなものかということでございます。

これにつきましては、本日お配りしている資料の参考資料の1というものをごらんいただきたいと思います。大分下のほうになるので、ちょっと見つけていただくのが大変かもしれませんが、1枚紙で参考資料1といたしまして、独立行政法人の目標の策定に関する指針の抜粋がございます。これ、両面になっていると思うんですが、裏面を見ていただきますと、時計文字のiiiのところでございますが、「主務大臣は、指標を設定する場合には」云々ということで、研究開発の現場への影響等についても十分考慮して、評価・評定の基準として取り扱う指標、これを評価指標というということでここで規定されておりまして、また、その後段ですが、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するための必要な指標、これをモニタリング指標というふうにしてございます。ですので、この評価指標とモニタリング指標の定義とはこういうものだということでございまして、後ほどメール等で、この件につきましては中山委員にもご説明を事務局からさせていただきたいと思っております。

それから、あわせて中山委員からのご意見の2番目でございますけれども、この表では、何をどこまでやるみたいな部分は必要ないのだろうか。例えば、論文の発表といったものについても非常に時間がかかるものではないかというふうに言われておりまして、単年度評価の研究成果の発信状況ではタイムラグもあるのではないかというふうなご意見をいただいております。

それで、まず前段の何をどこまでやるといった部分が必要かどうかということでございますが、今回お諮りしております評価軸、評価の視点というのは、目標策定時に評価に際してどのような視点でやるかということでございまして、言うなればこれは物差しでございますので、物差しの中で何をどこまでやるといった実行レベルのことを言及するものではなく、あくまで評価をするためにはこういうことでやりますよということなので、物差しの中にそういった工程みたいなものが入ってくるものではないということでございます。実行レベルのことには言及していかないということでございます。

それから、後段の論文に関しては非常にタイムラグがあるんだけれどもということでございましたが、これ、タイムラグがあるのはご指摘のとおりでございます。したがって、このモニタリングの指標で把握する時点としては、論文の出版時点をもって研究成果の発信という

ことで考えておりまして、非常に時間はございますけれども、論文の出版というところで時間的にはピンどめをするということで行っていかうと考えているところでございます。

研究開発業務と共通の部分は以上でございます。

○織田計画課長 計画課長の織田でございます。よろしくお願いいたします。

座らせていただいて説明させていただきます。

引き続いて、森林保険業務関連についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、4ページをお開きいただきたいと思います。

業務の質の向上に関する事項といたしまして、中長期目標に沿いまして（１）から（４）の４つの項目を設けさせていただいております。そのうち、（１）の被保険者へのサービスの向上につきましては、この中長期目標の内容を踏まえまして評価の視点といたしまして、保険の引き受け、保険金の支払い等についてサービスの向上を図る取り組みを行っているかということと、支払いを迅速に行うための取り組みを行っているかという視点を設定いたしまして、引き受け、支払いの手續の簡素化、あるいは事務のシステム化、調査期間等を評価の指標としたいと思っております。

（２）の加入促進につきましては、加入促進に向けた継続的な取り組みをきちんと行っているかという評価の視点を設定いたしまして、関連する取り組みの実施状況というのを指標としたいというふうに考えてございます。

（３）の引受条件でございますけれども、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上に向けて引き受け条件の見直しを適切に行っているかということを評価の視点といたしますとともに、検討をきちんと行ったかどうかということを指標としたいというふうに考えてございます。

（４）の内部ガバナンスの高度化につきましては、財務の健全性及び適正な業務運営が確保されているかということを評価の視点といたしまして、リスク管理委員会、あるいは部内の会議を定期的に行っているかということを指標にさせていただきたいというふうに考えてございます。

次に、6ページでございます。

一般管理費等の節減の関係の（２）の森林保険業務の部分でございます。ここは、コスト意識を徹底して効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげる取り組みを行っているかということを評価の視点といたしまして、それに関連する取り組みの実施状況というのを評価指標としたいというふうに考えてございます。

7ページ目をお願いいたします。

第5の2の(1)の積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直しの部分でございます。この部分につきましては、リスク管理委員会において毎年度の積立金の規模の妥当性の検証を行っているか、あるいは必要に応じて保険料率の見直しを行っているかということの評価の視点として設定いたしますとともに、検証結果の大臣報告、あるいは必要に応じた保険料率の見直しというのを評価指標としてはどうかというふうに考えてございます。

また、(2)の保険料収入の増加に向けた取組につきましては、収入の増加に向けた取り組みを行っているかということの評価の視点といたしまして、取り組みの実施状況、あるいは保険料収入の額そのものを評価指標としたいと考えてございます。

8ページ目の第6の1の(1)、研究開発と保険の連携でございます。ここは、自然災害に関する専門的知見を活用した保険業務の高度化がなされているかということの評価の視点といたしまして、その関連する取り組みの状況というのを評価指標としたいと思っております。

9ページ目の情報公開の推進の部分でございますが、ここは民間の損保会社が行っているような情報公開の状況、あるいはディスクロージャー基準というのを参考にしているかという観点から、指標を設けております。

そのほか、ちょっと戻りますが、8ページ目の広報活動の促進ですとか、9ページ目の人材育成・確保について、保険業務に特化した指標というものも設けさせていただいているということでございます。

続きまして、資料2の事前にいただいた意見に関連する事務局の考え方を説明させていただきたいと思います。

資料2の2段目の部分でございます。加入促進における森林保険の記載の仕方ということで、文野委員のほうから、評価の指標に加入増加件数、あるいは加入増加金額を入れたらどうかというようなご意見をいただいております。いただいたご意見を踏まえまして、第3の2の(2)の加入促進、4ページ目の中に、加入促進の評価指標の一番最後のポツに加入率の状況ということを入れさせていただいております。

なお、7ページの第5の2の(2)の保険料収入の増加に向けた取組というもののの中では、評価の指標として保険料収入の額というものも記載しておりますので、これで件数と金額といえますか、そういったものに対応することになるのではないかとということで、この加入率の状況というのを入れさせていただくということで対応させていただきたいというふうに思います。

次に、資料2の3段目のところで、志賀委員のほうから、第3の2の(3)の引受条件と、

第5の2の（1）の積立金の規模の関係での保険料率の見直しということについて、言い回しを統一してはどうかというようなご意見をいただいております。

確かにいただいたご意見のように、引き受け条件というものの中には保険料率も含まれるんですけども、引き受け条件の中には保険料率だけではなくて、保険金額の標準ですとか、あるいは保険料の割引計算に関するものですとか、ちょっと幅広いものが含まれ得るというふうに考えてございます。一方で、第5の2の（1）の必要な保険料率の見直しというものを記載しているということにつきましては、平成25年の閣議決定の独立行政法人改革等に関する基本的な方針というもののの中で、「森林保険に係る積立金については、その規模の妥当性を定期的に検証し、過去の保険金支払状況等に基づき算定される保険料率について、その結果も踏まえ見直しの措置を講じる」ということが明記されております。そういうことを踏まえて、引き受け条件の中でもこのことについては特出しして書かせていただいているということでご理解いただければというふうに思っております。

森林保険関係は以上でございます。

○池田整備課長 続きまして、水源林造成関係について説明させていただきます。整備課長の池田でございます。どうぞよろしくお願いします。

資料のほうですけども、資料1の5ページをごらんください。

まず、第3の3の（1）のア、事業の重点化につきまして、水源涵養機能の強化を図る重要性が高い箇所限定して新規契約を締結しているかという観点から評価の視点及び指標を設定しております。

まず、イの事業の実施手法の高度化のための措置については、新規契約は、広葉樹等の現地植生を生かした長伐期で、主伐の面積を縮小、分散化する契約をしているか。契約中は、長伐期施業等への契約変更を推進しているか。事業実施過程の透明性の確保や、事業の効果的・効率的な実施に努めているか。地球温暖化防止等に資する搬出間伐や作業道開設に際して新たな工法を採用し、木材利用を推進しているかという観点から評価の視点及び指標を設定しております。

次に、（2）のその他完了した事業の評価及び債権債務の管理についてでございますが、これについては、既に完了している特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業、緑資源幹線林道事業につきまして、まずアでは、完了後の評価に係る業務が確実に行われているか、イでは、債権債務管理が適切に行われているかという観点から評価の視点及び指標を設定させていただきます。

次に、6ページでございます。

第4の1の一般管理費等の削減の(3)の部分ですけれども、水源涵養等の公益的機能の発揮に向け、効果的な業務運営を行いながら削減にも努めているかという観点から、評価の視点及び指標を設定させていただいております。

次に、7ページでございます。

第5の3の(1)の部分でございますが、長期借入金等の着実な償還につきまして、目標に示した長期借入金及び債権の償還額について確実に償還しているか。債務返済に関する試算を行い、その結果を公表しているかという観点から評価の視点及び指標を設定していきたいと思っております。

以上が水源林造成事業に係る評価の視点の案でございますが、これにつきまして田村委員からご意見をいただいておりますので、回答させていただきます。

資料2をごらんください。

まず、水源林造成事業を適切に実施すれば、活用率、重点化率はおのずと100%の達成率となるのは自明なことではないかというようなご意見、(1)のイの評価指標のところでございます。

このチェックシートなんですけれども、これは、効果的・効率的な事業実施を図る観点から平成15年度から導入したものでございまして、具体的には、施業を行う全ての事業地におきまして、このチェックシートを用いて林分の生育状態をチェックする。生育のおくれがないとか、広葉樹の侵入があるとか、現況を確認するということがまず重要でして、その上で、例えば下刈りであれば、広葉樹林化して広葉樹が繁茂しているような箇所は除外するとか、今後生育がなかなか不良でうまくいかないところは除外して、無駄な下刈りをやらないとか、そういった意味で活用しているわけでございます。結果として、施業の必要のない区域を設定したり、翌年度以降にまとめて実施するほうが効率的な区域を設定することによりまして、事業地を厳選して効果的・効率的な作業に取り組むという意味で、非常に重要なアイテムでございますので、このチェックシートを活用するということが、こういった効果的・効率的な施業をきちんとやるというふうな目安になるというふうに我々は考えてございますので、引き続きこれは一つの指標にさせていただきたいなということで思っております。

それから、次に、コスト削減に向けた取り組みに係る評価指標について、これについては田村委員のご指摘のとおり、何らかの評価指標を設定することが必要だというふうに思っております。この何らかということで、コスト削減に資するいろいろな取り組みをこれからやってい

かなければいけないと思ってまして、そういったものを少し、どんなことができるのか検討していきたいと思います。例えば植栽本数を減らしてコスト削減に取り組むとか、成長のすぐれたエリートツリーを植栽することによって下刈り回数を減らすとか、そういったものの取り組みを少し試行的にやってみて、その上で定量的にどんなものが指標としてできるのかということは今後詰めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

以上でございます。

○酒井部会長 ただいま、中長期目標にかかわる評価軸につきましてご説明いただきましたけれども、ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

○田村委員 研究環境の向上という部分を指摘させていただいたことに関してなんですけれども、評価の視点というのは、研究開発と水造と保険と共通部分なので、構成要素の一つだというご説明だったと思うんですね。資料1の9ページのところで、5番の評価の視点というところに研究環境の向上に取り組んでいるかを入れるのは、適切ではないということは分かりました。そこで、「研究開発業務における多様な人材の確保、育成するための取組状況」という指標が挙げられているので、この中に入るといえば入るのかなと思います。この表現が非常に広範囲にわたっているので、この「確保、育成するための取組状況」、これがもう少し具体性がないと、指標になり得ない気がいたしましたので、この辺で評価指標のほうで研究環境の向上というような部分が織り込めないかという意見です。

○宮澤研究指導課長 ありがとうございます。

私ども、田村先生のご意見をいただいて、森林総研ともどう対応しようかと相談したんですけれども、この研究環境の向上に取り組んでいるかどうかということについては、多分この（1）のほうだと森林総研全体としてなんですけれども、むしろここでいうところの（2）にあります人事評価、個々の研究者とか、あるいは特に領域長とか、そういった全体を見るような方々の職員一人一人が取り組んでいくべき事項としてやったほうが、より受けとめられるのかなと思って、実はこの（1）のほうではなくて、（2）の人事評価の中でそれをしっかり見ていくということでやろうかなと思っております。そういう意味では、（1）の取り組み状況という、総研全体で漠と捉えるものよりも、特に管理職的な立場にある研究者の方々が研究環境の向上に個人個人がちゃんと取り組んでもらうほうがドライブがかかるかなと思っております。そういう意味では、人事評価システムの適切な運用の中で、中長期計画のレベルでこれはさらに落ちていきますけれども、研究管理業務等への貢献というところがございますので、その中で対応していこうかなと考えているところでございます。したがって、個人個人にし

っかりやってもらうというほうで、より先生の意見をしっかり受けとめさせていただいておりまして、（１）の漠としたものよりは、そっちのほうが動くというふうに考えているところでございます。

○田村委員 私が研究環境の向上と言ったのは、個人個人が取り組むべきことではなくて、研究者がいい研究成果を出すために、ハード、ソフト、いろいろな環境がありますよね。それを研究者を雇用する、抱える総研が組織として環境整備を進めていくことも重要ではないかという意味で書かせていただきました。

○宮澤研究指導課長 先生のイメージですと、研究環境の向上というのはちょっと幅がある概念なので、我々の受けとめがよろしくなかったのかもしれないんですが、人材の育成という切り口の中での研究環境の向上の取り組みというのは、例えばどんなものを指すのでしょうか。

○田村委員 施設をもっと研究しやすい施設にするとか、人事面に関しても厚遇するとか、そういう研究環境、ソフト、ハードの面で研究者が研究する環境という意味で書きました。

○宮澤研究指導課長 多分ハードのほうだと、11ページのほうにあります施設及び設備に関する事項で、必要な施設整備がちゃんとなされているかどうか、設備が最適化されているかどうかハード、こっちに飛んでしまうんじゃないかと思うんですね。ソフトのほうは確かに残るのかもしれないんですけども、もし先生のイメージがソフト、ハード両面にということだとすると、この人材の中ではちょっとハードは受けとめづらいかなと思います。ソフトは確かにこの評価の取り組み状況の中で、この因子で細部は対応できると思うんですが、そんな形でよろしゅうございますでしょうか。

○田村委員 意図は、研究者がいい成果を出すための——ちょっと漠然としていますかね。いろいろな環境を向上させるというのは総研全体としてやっていくべきことではないかという、そういう意味です。

○本郷森林整備部長 私ども、管理職員がそういうことに意を用いなければいけないと、自分の研究所の研究者が研究しやすいように、あるいは研究の成果が上がるように、研究所の管理職たる者がそういうことに意を用いることを評価しようということで、人事評価というところでそういうことを読むのではないかというふうに思っているわけですけども、一方で、組織の目標として、個人の評価ということではなくて組織として対応しなければならない分野というのがどんな分野であるのかというのは、もうちょっと考えなければいけないかもしれませんが、いずれにしても、そういうものを何か指標として設定できそうであれば入れさせていただこうと思いますので、そういうことで総研も研究指導課のほうも考えてください。お願

いします。

○酒井部会長 ただいまのことに関連して、同じ5の人材の確保・育成のところ、例えば男女共同参画ですとかワークライフバランスの推進とか、これにもかかわるんですかね。それとあと、予算の効率的な配分ですとか、外部資金の導入実績とか、予算獲得と効率的な運用ということになるんでしょうかね。

○本郷森林整備部長 予算の獲得みたいなことと、収入の確保というようなことで外部資金をどうとっているんだみたいな評価が現実的にあるので、重なっちゃいけないということではないと思うんですけれども、ここに特出ししてできるようなこと、男女共同参画とか、そういうワークライフバランスというのも研究環境の向上というふうに捉えて指標化できるものかなというところが、ちょっと今私にはよくわかりません。そうすることは絶対いいとは思いますが、それが研究環境の向上として研究しやすくなるという指標として捉え得ることであれば、ちょっとまた入れさせていただくことになると思いますけれども、既に一般論として研究者に限らず、男女共同参画だとか、そういうことはしていかなければいけないということをおこしは入れさせていただいていると思いますので、研究ということに特化してどんなことが書けるのか、ちょっと研究してみたいと思います。

○酒井部会長 研究環境と雇用環境と、いろいろ分けていくとあるのかなと思うんですけれども、もう一度整理をいただければと思います。

ほかにご意見、どうぞ。

○志賀臨時委員 2点になりますが、1点目は、資料2の一番上で研究指導課長からご説明いただいたことで、今回のモニタリング指標に関しては、講師派遣件数等の中で読めるということで今回はそれで良いと思いますが、ただ、連携教員は、留学生の面倒見て学位を出すところまで責任を持つわけで「講師、分析、鑑定等依頼への対応」よりも結構大変です。それと他省庁の国立研究開発法人では学位授与もやっている事例があり、大学の森林関係の分野がだんだん縮小の憂き目に遭うなかで、国立研究開発法人自体が学位授与にかかわることも次期以降は見通して検討しても良いのではないかと思いますが、指摘させていただきました。

それから第2点目は、第3番目の引き受け条件と保険料の見直しに関しては、課長から説明いただいて了解しましたが、必要に応じてというところの保険料率の見直しが、即保険料率の見直しではなく、引き受け条件全体をにらんだ上で、保険料率の見直しも含めてやる必要があるといったときに初めてやるべきものという理解がここでは重要であるという認識を共有しておいたほうが良いと考えております。

○酒井部会長 ありがとうございます。

連携教員のご意見につきましては、受けとめまして、今後ちょっと中期的に検討させていただきたいと思います。

○織田計画課長 ご指摘の部分については十分認識して、別個別個にこれらが動くのではなくて、いずれも全体にかかわってくる話ですので、指標としては特出しさせてもらっていますけれども、全体の検討の中で保険料率等々も検討しなければいけないということは認識しております。

○酒井部会長 ほかにご意見、小島委員。

○小島専門委員 今の連携教員のところですけれども、東京大学でも同じように森林総研さんから連携教員になっていただいているんですけれども、志賀委員がおっしゃるように非常勤講師の派遣という程度ではない、もうスタッフとしてやっていただいているのに近い仕事になっています。だから、もう少しそこは重く、成果としては重要な成果になっているというふうに書くべきだろうと思います。どちらかというと人材の確保・育成のところのクロスアポイントメントに近いところがあって、東大ではお金を払っていないんですけれども、筑波大ではクロスアポイントメントの契約をして森林総研さんとやるということはあるのでしょうか。

○志賀臨時委員 研究費は、筑波大の場合、連携教員にはお支払しています。

○小島専門委員 人件費ですか。

○志賀臨時委員 人件費は支払っていないのですが、学生の教育研究等で交通費や旅費がかかったりしますので、数十万円の研究費は連携教員に支払っています。

○小島専門委員 実際、このクロスアポイントメント、総務省かどこから言われてやらなければいけないところなんですけれども、実際運用するとなると、相手先というのは大学になるのではないかなと思うんですね。大学側の整備がまだ十分に進んでいないと思いますが、東京大学のほうはクロスアポイントメント制度があるんですけれども、それに向けて、森林総研のほうで連携教員等の実績を生かして考えていくということにされるのいいのかなと思います。指標に追加しろということではなくて、ここに書いてあるから、そこで対応できるのではないかなということです。

○宮澤研究指導課長 恐らく、連携教員の方みたいなものの評価の仕方は、先ほどの依頼への対応状況というところと、ここの多様な人材というところ、確かに重なりはあると思いますので、こちらの実際の人材交流の状況の中で、交流の一種なので解釈はできると思いますが、ここでも見るし、先ほどのところでも見るといったようなことで運用してまいりたいと思います。

○酒井部会長 ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの森林総研の中長期目標にかかわる評価軸につきまして、田村委員、志賀委員、小島委員からご意見をいただきましたけれども、事務局と相談の上、整理、確認して、林野部会として取り扱ってまいりたいと思いますが、座長にご一任ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○酒井部会長 どうもありがとうございました。異議なしということで、よろしくお願いいたしますします。

それでは、続きまして、森林総研の中長期計画案についてご説明をお願いいたします。

○田中森林総研理事 森林総合研究所の研究担当理事の田中です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、研究開発業務についてご説明申し上げたいと思います。

資料のほうで資料の3のほうに中長期計画案があります。それから、資料の4のほうに委員の先生方から事前にいただいた意見の取りまとめ表というのがあるかと思います。

まず研究開発業務なんですけれども、2ページ以降に研究の重点課題というのが書かれています。そちらのほうに林野庁の中長期目標で掲げられた4つの大きな重点課題に対応して、我々のほうでは現行の第3期でも重点課題という名前になっていますけれども、9つの課題、aからiまでの課題ですが、それと同じく9つの課題を設定しています。さらにそれをブレークダウンする形で21の、ここでいうと、先ほど申し上げた9つの課題が括弧書きの（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）ですね。それから、その下にアルファベットのa、b、cという形が振られていますけれども、21の課題をつくって、中長期目標に対して、その研究課題を遂行していくというような構造になっています。

ちょっと時間のほうが限られていますので、委員の先生方からいただいたご意見に対するコメント、対応ということでご説明申し上げたいと思います。

まず最初に、資料の最初からですけれども、第1の2の位置づけ及び役割というところ、資料3の1ページに当たります。志賀委員のほうから、「研究開発の推進と保険事業、水源林造成事業を総合的に実施するに」というところに関して、下線部を追加ということになっています。「森林」と「至った」ということです。文脈からいって、これを入れたほうが良いと思います。ご指摘ありがとうございます。そのように修正したいと思います。

2つ目、第1の2、位置づけ及び役割、これも2ページ目の6行目に当たります。こちらは酒井委員からのご指摘なんですけれども、「研究開発を担う優秀な人材の確保」と書いたところに関

して「優秀」は不必要ではないかというご指摘、これ、「人材」の本来の語義を考えると、多分「優秀」は要らなくていいのかなと私のほうも考えます。ただし、総合科学技術・イノベーション会議等による策定における指針、そちらのほうでも「優秀」という強い言葉を使っています。我々としても、ちょっと気持ちを込めて、ここでは「優秀」という言葉を入れさせていただければと考えています。ご理解いただければと思います。

それから、同じく第1の2の位置づけ及び役割、こちらも2ページに当たりますが、下から8行目のところですね。こちらも酒井委員のほうからご指摘いただいています。「我が国の森林の多面的機能の高度発揮と林業の成長産業化」の前のところに「科学的根拠に基づいて」という言葉を入れたほうがいいのではないかというのは、こういう政策立案というものが科学的根拠に基づくべきであるというIUFROの共通概念を生かして、そういう言葉を入れるべきではないかというご指摘ですが、我々もそう考えます。入れさせていただきたいと考えています。

続きまして、第2の1の(1)のイ、重点課題の中に入ってきますけれども、国産材の安定供給のところですね。ちょうど5ページ目から6ページに当たるところなんですけれども、ごらんいただけますでしょうか。こちらのほうでは、志賀委員のほうから「保続」と「持続」の言葉の使い分けはいかがか、また、「システム」という言葉が非常に多く使われていて整理が必要であるというご指摘をいただいています。まず最初に、持続的林業システムの「持続的」と「保続性」という言葉が2つ使われているけれども、ちょっとそれは重複している言葉で、ちゃんと使い分けをはっきりさせたほうがいいんじゃないかというご指摘をいただいています。確かに、多分基本的な意味は同じなんだと思うんですが、「保続性」に関しては、「資源の保続性」という言葉で目標のほうでは用いています。そこに限った言葉として使いたいと思いますので、ここに関しては「保続性」を生かさせていただいて、ほかのものに関しては、サステナブルという意味をそのまま翻訳した言葉ですが、「持続的」という言葉を使わせていただきたいと思います。

それから、「システム」という言葉に関しては、いろいろな要素をつなげていくという意味で非常に研究の場面で使いやすい言葉で、たくさん出てきてしまって大変申しわけないんですが、それぞれ持続的林業システムの開発、あるいは林業生産システム、機械作業システムというような、それぞれステージがちょっと違う。持続的林業システムというのはかなり広い範囲で、目標のほうにも書かれている項目なんです、それに比べて施業システムとここで使っている言葉は伐採から植栽、保育に至るような一般作業につながるような施業のシステムで、機

械作業システムという言葉は、より機械に限った、機械を利用した作業システムというような言葉というような形での一応使い分けをしているということで、これに関してもご理解をいただければと考えています。

それから、同じくその下のイの（ア）のbの下のところの「さらに」の中のところですね。こちらのほうは田村委員から、「森林所有者等が現場で活用されるよう」というところに、「林業事業体」という言葉を入れたほうがよいのではないかとのご指摘をいただいています。そのとおりかと考えます。つけ加えさせていただきたいと思います。

それから、その次が問題なんですが、第2の1の（1）のイの（イ）aなんですけれども、持続的林業経営と効率的流通・加工体制の構築に向けた社会的・政策的対策の提示という課題があります。こちらのほうは政策的なところにかかわる課題です。川上から川中、川下が連携していくことが重要であるという考えのもとに、そこにかかわるような林業経営的・政策的な問題について、ここでは対応していくというような課題になっています。非常に対応する範囲というものが、この社会的・政策的な対策を行う上で情報分析が非常に大きいということで、研究内容が網羅的となって、ちょっとこのようなわかりにくいというご指摘をいただいたかと思います。ただ、この問題に関して、一応ロジカルには2つの目的の後に、あり方、それから方向性を2つ示すという形で、川上から川中、川下という方向での示し方になっているかと思っています。このような形で研究のほうは進めていきたいと考えていますので、ご理解いただければと思っています。

それから、榎本先生から同じところに関して、「山林所得の増大」という言葉をここの中に入れるべきではないかというようなご指摘をいただいています。確かに山林所得の増大は非常に重要な課題かと思っています。ただ、研究の側の課題として、ここにその言葉を直接入れることに関しては、森林総研の研究計画レベルでの達成というのがなかなか困難かなというふうに考えておりますので、言葉としては、持続可能な林業経営のあり方というような言葉の中に山林所得の増大ということも含み込んで考えていますけれども、具体的な言葉としてはちょっと入れないという形で進めさせていただければと考えています。ここは林野庁の施策と共同して進めていくべきところでしょうが、我々としてはバックアップの形で持続的な林業経営のあり方というところに貢献したいと思っています。

続きまして、7ページのほうですね。第2の1（1）ウ（ア）bのところなんですけれども、こちらのほうは榎本委員からのご指摘です。無垢材に関する技術開発、防火性、耐久性を確保するさらなる技術開発が求められていることをつけ加えるべきではないかというお言葉をいた

だいています。我々としても、特に優先的な部分ということで、新たな木質材料に関することについての記述という形になっていますが、当然ながら無垢材等についても対応していく考えでいます。そういうことがわかるように、冒頭の部分に「従来の木質材料に加え、CLT等新規木質材料」というような形で言葉を追加したいと思います。ご理解いただければと思います。ただし、実際の研究において防耐火については、まず喫緊な課題としてはCLT等木質材料、そちらのほう非常に重要かと考えて、まずそちら側から取りかかろうというような研究者のほうからの声は聞いております。その辺もご理解いただければと思います。

続きまして、ちょっと飛びますが8ページになりますね。こちら、酒井委員からのご指摘です。機能性抽出成分の抽出・利用技術の開発という課題ですね。cの課題になりますけれども、そちらの中で「健康増進等に関する機能性の解明」というところがあるんですけれども、健康増進を突き進めていくと医学の領域になってしまうのではないかとということで、少しここに関しては線引きとか、あるいは他との共同研究が必要でないかというご指摘をいただいています。これに関してはご指摘どおりかと考えています。我々としても、医学の領域に関しては、我々の中でやるというのは困難であるし、そこはちょっと違うかなと考えていますので、現在も行っていますけれども、国立大学の医学部等との共同研究という形で進めるという方向で、この課題は行っていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

それから、最後ですね。全体に関するところで、中山委員、きょうご不在ですけれども、ちょっと百花繚乱でピントが絞り切れていないというようなご指摘をいただいています。中長期目標においても、かなり具体的な研究課題が示されて、それに対応するような形の書きぶりになっているので、ちょっと詳細になってわかりにくいところがあると思います。何が新しいかというような点に関して、年度計画、毎年毎年立てる計画のほうではっきり示していきたいと考えていますので、そのようにご理解いただければと思っています。

以上が計画に関する全体的なご意見に対する我々の対応なんですけれども、ちょっと3つほどつけ加えさせていただきます。前回の議論の中で、中長期目標のほうでの委員の先生方からのご指摘に対して、こちらは計画のほうである程度対応する問題だろうということが3点ほどございました。

まず第1点なんですけれども、これは、ちょっと資料が今手元にはございませんかね。酒井委員のほうからいただいていたご指摘なんですけど、中長期目標のほうで、きょうの資料に目標もありましたっけ。ありましたね、ごめんなさい。ちょっと目標を見ていただいたほうがいいですかね。目標の3ページの28行目になるんですけれども、そちらのほうで、研究開発と森林

保険の連携について述べられているところなのですが、保険業務に関連して、科学面からの重点的な研究が望まれるというようなご指摘をいただいています。こちらに関しては我々のほうでは、研究開発業務、保険業務、水源林造成事業における連携の強化というところになりますので、29ページの下のところになりますけれども、こちらのほうの4の最初のところですね。アのところに対応しますが、計画のほうでは、（1）研究開発と森林保険の連携というところで、気象害の発生要因とリスク評価等という言葉を入れております。こちらのほうで酒井先生のご指摘のあったような科学面からの保険業務に対するサポートということを考えております。

それからもう一点、田村先生のほうから、研究者の流動化や人材交流をグローバルに行うべきだということ。人材の確保・育成の目標の定義、先ほどのところにかかわりますけれどもありました。こちらに関しては、計画のほう、その後になりますね。人材の確保・育成、31ページから先のところになりますけれども、その中でちょうど2行目から「女性・外国人・若手・中堅研究者」という形で、「外国人」という言葉を明示的に入れております。グローバル化は、なかなか人材登用に関しては難しいと思うのですが、我々としても外国人の方々をこちらに受け入れて、そういう意味でのグローバル化につなげていきたいと考えているということで計画のほうで対応しているということでございます。

それから最後、もう一つ、中山委員のほうから、人事評価の際に学会活動など入らないのでしょうかという指摘があります。こちらに関しては、人事評価システムの適切な運用というところですね。その次のページになるかと思いますが、（3）のところになります。こちらのほうで2行目のところに「学術団体との連携」という言葉を明示的に入れております。こちらのほうで学会の活動に関してもきちんと行っていくというような形を明示的に示させていただきました。

私のほうから、ご質問に対するお答えというような形でのご説明になりましたけれども、以上です。

では、続いて、育種部門について。

○渡邊森林総研理事 育種事業・森林バイオ担当理事の渡邊でございます。座って説明させていただきます。

引き続きまして、私のほうからは、ちょっと計画内容に触れさせていただきまして、先生からのご質問に対してお答えをしたいと思います。

計画のほうの9ページをごらんになっていただきたいと思います。9ページの下から3分

の1程度のところに（イ）多様な優良品種等の開発と育種基盤技術の強化とございます。私どもにおきましては、ここにございますように地球温暖化防止、それから林業の成長産業化、それから花粉対策などのために優良品種の開発と、早くその品種をつくるための高速育種技術、それから、その後の普及、育種のベースとなる林木遺伝資源の収集などの技術、あるいは利用技術の開発、それからもう一つ、育種事業につながるバイオテクノロジーの高度化などに取り組んでいくということで予定しております。

また、10ページをごらんになっていただきたいと思います。林木育種に関しまして、（2）の長期的な基盤情報の収集、保存、評価並びに種苗の生産及び配布という項目がございます。このパラ3にございますように、先ほど申しましたような研究とあわせて、まずその前に遺伝資源を集めるということがございますので、ここで収集、保存、評価を行う。それから、集めたものにつきましては外部からの試験研究用にこれを配布するということも行っていきたい。さらには、開発された優良品種につきましては、都道府県に対して配布を行っていくということでございます。

引き続きまして、11ページの一番最後のところでございますが、今、開発したものにつきまして普及を行っていくということについてご説明申し上げましたが、「開発した優良品種等の早期普及を図るため、都道府県等に対し、採種園等の造成・改良に関する講習会を合計100回を目標に開催する」というふうにございますが、これにつきまして田村委員のほうからご質問をいただいております。この優良品種等の早期普及のための講習会は現在何回行われているかというご質問でございます。これは27年度におきましては、まだ途上ではございますが、現在20回が開催されております。今中期計画におきましても100回の目標が課されておまして、今申し上げましたように、最終年度の27年、ことは現時点で20回でございますが、それまでの4年間では91回ということで、都合110回程度が開催されているという状況でございます。

以上でございます。

○鈴木森林総研理事 森林保険と企画総務担当理事の鈴木でございます。私のほうからは、共通部分と森林保険にかかわる部分についてご説明申し上げたいと思います。

まず、今回の計画、資料3でございますけれども、目標と計画で大きく追加した部分、異なる部分とか追加して異なる部分ですけれども、それについてご説明したいと思います。

まず1ページをお開きください。

このところでは、第1の1の下の方に重点的な課題ということで、地域材の用途の拡大や木質バイオマスの利用、木材のバリューチェーンの構築、気候変動影響の適応・緩和技術の開

発、花粉の少ない森林の整備というキーワードをここに目標と違って計画には載っけさせていただいております。

それから、1ページの2の下のほうですけれども、森林保険事業ということで、ここについては委員の先生のご指摘を踏まえ、森林保険という名称にさせていただいております。

2ページをお開きください。

2ページにつきましては、大きく違う点は、上の1行目にありますように「産学官の連携推進により」ということで「科学的知見を発信し、研究開発成果の最大化を目指す」というところを重点的に書き込んでおります。

それから、森林保険につきましては、目標では「求められる」という表現でしたけれども、主体性を持って「努める」という表現にさせていただいております。

10ページをお開きください。

10ページの研究開発成果の最大化に向けた取組というところを大きく書き込んでおりますが、その中でほかと大きく違うのは、（ア）の産学官及び民との連携、協力強化ということで、産学官という用語が非常に大きく使われておりますけれども、我々、国民への普及ということで、「産学官及び民」という別の用語を使っているということが特徴でございます。

それから、12ページへ回っていただきたいと思います。

ここから森林保険業務の推進の欄があるわけですが、計画で書き込んだのは、「事務の簡素化、システム化による各種手続の効率化、マニュアル化や研修の充実による」というようなことで具体的な記述をさせていただいております。（2）の加入促進につきましても、ホームページの逐次更新とか広報誌の年4回以上発行、その下に森林施業を担う林業経営体等に対する説明会やインターネットの活用、新規加入拡大、継続加入の推進といったこと、それから、引受条件のところにありますように、国営保険における事故率、過去の国営保険時代のデータをきちんと収集・分析をして役立てていくというようなことを書いてございます。内部ガバナンスでも「外部有識者により構成される統合リスク管理委員会」と、こういうことをきちんと書かせていただいております。こういうことが計画としてはやっていかなければいかんということでございます。

14ページをお開きください。

一般管理費のところでは、目標と大きく違いますのは、括弧にありますように「（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）」という表現を書かせていただいております。それから、（2）ですけれども、ここについては、「支出に当たっては、物品調達必要性、加入促進業

務やシステム化における費用対効果を十分検討する」ということで書き込みをさせていただいているところでございます。

続きまして、15ページをお開きください。

調達の合理化のところでは、調達等合理化計画を毎年度策定すると明記をさせていただいております。それから、業務の電子化のところは、研究所内ネットワークの充実を図るということで、筑波、川崎、全国に支所なりセンターが散らばっておりますので、これをネットワークでつなぐというところを明確に書かせていただいております。

それから、第4、予算、収支計画、資金計画ですけれども、1番につきましては、目標ではいろいろごちゃごちゃになっていてだらだら書いていましたので、(1)、(2)、(3)というふうに項目を分けてきちんと記述をさせていただいたということでございます。

16ページをお開きください。

森林保険業務の積立金の検証のところは、最後に「踏まえて取り組む」という、ここの文章を明確に「取り組む」という表現にさせていただいているところでございます。

それから、その後、予算、17ページですね。ここからは中長期目標には書かれておりません。計画のみでございますけれども、確定していませんので、ずっと【P】という形で書かれておりますが、予算を明確にしてここで計画上記述するというので、ずっと続くページにあります。

そういうことで、この部分を飛ばしまして27ページをお開きください。

第6のところには不要財産の処分計画がございます。目標においては、水源林造成事業等に係る具体的な場所の財産名が書いてございましたが、研究開発業務につきましても、不要財産として今計画期間中に返納措置を図るものについてここに記述をさせていただいております。

28ページ、剰余金の使途、ここも同じでございます。

第9のその他業務運営に関する事項でございますが、ここについては具体的に記述することで、「建築物の省エネ化（改修）や高効率照明の導入」とか、具体的な内容を書いてございます。

それから、人事に関する計画につきましては、期首の常勤職員数を明確化しまして、その後の異動というのが見えやすくしております。

29ページをお開きください。

積立金の処分とか、これも目標にはございませんので、こちらのほうで的確に書かせていただくということにしております。

4 番の連携の強化でございますが、ここについては、先ほど申し上げましたように、森林保険、それから水源林造成との連携の強化の部分を書かせていただいております。

次の30ページでございます。

ほかの機関との連携・協力ということで、一番下に「森林保険は」という項目がありまして、ここに「国、都道府県等行政機関をはじめとする関係諸機関と連携」ということでございますが、国営保険時代にかかわっていた国、都道府県等がございますけれども、引き続き連携をきちんと図っていくということを明確に書かせていただいております。

6 番の広報活動の促進でございますが、これはマスメディア等へのプレスリリース、研究所ウェブサイトの活用、広報誌ということで幅広くやってまいりたいということを書いてございます。とりわけ森林保険業務のところは、非常に幅広い対象を相手にするということで、窓口業務を担う委託先の紹介とか、ご意見を発信するというで、各種細かく書かせていただいております。

31ページからでございますが、7 番のガバナンスの強化ですけれども、ここでは「また」以下の監事及び監査法人等との連携の強化というところを強く打ち出させていただいております。

コンプライアンスについては、(2)の下に「不適正な経理処理事案の再発防止策の周知及び徹底」ということで、現在の中期計画の反省も踏まえて書き込ませていただいております。

その後の人材の育成・確保ですけれども、これは、先ほど説明しましたように「外国人」を加えるということでございます。

次に、職員の資質向上でございますが、ここでは4行目から「研究マネジメント能力やコーディネート能力等、研究管理部門等が必要とする能力を開発し」ということで、さまざまなキャリアパスを行いたいということを明確に書いてございます。それから、男女共同参画の推進ということで、今までは研究所本体で中心的に行ってございましたが、水源林造成、森林保険業務も含めて男女共同参画の推進に努めることとしております。

人事評価システム、役職員の給与水準等については、ここにありますように「国家公務員の給与等を勘案した支給水準とする」、研究部門については、先ほど説明がありましたように、新たな制度等を踏まえながら検討を行うということでございます。

33ページでございます。

情報公開につきましては、先ほどありましたように、森林保険業務は民間の損保会社の基準がございますので、これに基づいて行うことといたしたいと思っております。

情報セキュリティにつきましては、毎年度実施状況を把握しまして適切に行っていくとい

うことでございます。

環境対策・安全管理の推進につきましては、毎年度環境報告書もつくっておりますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

これが概要でございますけれども、ご質問を受けた点につきまして少しお話し申し上げたいと思います。

まず、酒井先生から、森林保険業務でデータの分析や加入促進の戦略化のためにデータの蓄積が必要ではないかというご指摘をいただきました。これは、外部委員を含めましたリスク管理委員会においても同様の意見が寄せられておりますので、データを効率的に蓄積できるよう改善する考えですけれども、国営保険時代のデータは一部デジタル化されていないので、それを今できるようにしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、次に、田村委員から、林業経営体に対する説明会の実施回数は示さないのかというところでございますが、説明会については、都道府県、市町村の森林所有者向けの説明会に林業経営体も呼んで一緒にやるというふうに考えております。そういうことですので、説明会の回数は年15回以上というふうになるというふうに思っております。

次に、志賀委員からの質問は先ほど計画課長からご説明いたしましたので省略させていただきます。

それから、その後、内部ガバナンスの高度化で金融業務の特性を踏まえると「保険・金融業務の特性」となるのではないかというご指摘でございます。これにつきましては、独法改革に関する基本的方針の中で業務の類型というところに記載されておまして、この方針では金融業務の中に保険業務が含まれるというふうにされておりますので、このまま「金融業務」とさせていただきたいと思っております。

それから、次に、志賀委員から、積立金の規模は再保険制度がないことも考慮し、適切なものに取り組むべきということでございます。森林保険制度については、移管に当たってその問題が大きく取り上げられまして、再保険の仕組みではなくて、国が債務保証を行う仕組みを措置するということで、異常災害発生時におけるリスクの補完規定となっておりますということで、若干民間損保とここのところが純粋な面でいうと少し違うということでございます。ただし、異常災害時を踏まえて積立金の規模をどれぐらいの規模にするかというのは極めて重要な課題でございますので、これについては、先ほど申し上げました外部委員を含めた委員会の中でも専門家のご意見を伺いつつ、民間損保の支払いのソルベンシーマージン指数というのがありますけれども、そういったものも十分我々としても検討しているところでございます。

それから、最後に中山委員のほうから、理研で問題になった剽窃についての防止ソフトという点も触れてはいかがかということでございます。これにつきましては、今年度既にこのソフトを導入して再発防止に努めておりますということで、次の計画から導入するわけではないので、今回は記述しないでいこうということで整理をしたいと思っているところでございます。

以上です。

○奥田森林総研理事 森林業務担当理事の奥田でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから水源林造成事業関係につきましてご説明申し上げますが、基本的には中長期目標に沿った形で計画を作成してございます。委員からご意見、ご質問のあったところを中心にご説明申し上げたいと思います。

まず、計画の2ページ中段でございます。この「また、水源林造成事業については」ということございまして、ここの部分は目標を移記する形で書かせていただいて、最後に、今後也有着実に推進するというような意思を示させていただきました。なお、以下、「独立行政法人緑資源機構から承継した水源林造成事業については、今後も研究所において、研究開発との相乗効果の発揮に向けて連携強化を図りつつ、適切かつ着実に実施する」と、これはまさに受け皿法人の考え方、中長期目標にも記述いただきましたが、それをそのまま記述させていただきました。

続きまして、ちょっと飛びますが13ページでございます。

この中段、3、水源林造成事業等という項目がございます。この(1)の水源林造成事業の推進といたしまして、(ア)事業の重点化、それから(イ)事業の実施手法の高度化のための措置について記述させていただきました。いずれも中長期目標、これを踏まえた形で記述させていただきました。

ここで酒井委員のほうから、イの(ア)公益的機能の高度発揮の中の2行目から、「新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で」という表現につきまして、「新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かしながら」と「長伐期」を抜いた形で修正したらいかがかというご意見をいただきました。私ども、現行の森林・林業基本計画におきまして公的な関与による森林整備の促進という項目があるわけでございますが、この中に、急傾斜地・高標高地など立地条件が悪く、森林所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等の公益的機能の発揮に向けて多様な森林整備を推進するという記述、その後、水源林造成事業の新規契約については、伐期を長期化、主伐面積を縮小・分散し、現地の広葉樹等の植生を活かした施業を指向するというような表現がございまして、中長期目標、中長期計画につき

ましては現行の森林・林業基本計画に沿った形で作成する必要があることから、こういった表現になっているということで、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

同様に田村委員のほうから、その下の（イ）事業の効果的・効率的な実施の次のページ、②、「森林整備事業全体の動向を踏まえつつコスト削減に向けた取組を徹底する」、ここの部分について説明してほしいというご要望をいただいております。ここでは、今後コストの削減効果が期待されるような新たな、例えば施業方法ですとか、そういったものについて確立、提案された場合に、当然水源林造成事業等においても積極的に取り組んでまいりたいと、そういう姿勢を示したものでございます。

次に、その下の（２）ですけれども、その他完了した事業の評価及び債権債務の管理、これにつきましては、中期目標の記述をそのまま踏襲した形で記述させていただいております。

次に、またちょっと飛びます。29ページでございます。

下のほうですね。4のイ、研究開発と水源林造成事業の連携についてでございます。このところで田村委員より、研究開発と水源林造成事業の連携において、森林整備センターの役割を明示したほうがよいのではないか、センターも総研と一緒に研究するのかなというようなご質問をいただいております。ここの記述につきましては、まず前段、「全国に展開している水源林造成事業地を研究開発のフィールドとして活用して」、ここの部分から「研究開発に活用する」、この3行がいわゆる研究開発部門の役割でございまして、「また」以降後段、検討会を通じ、最終的に橋渡しに取り組むと、この3行の部分を整備センターの役割というふうに分けておるところでございます。

なお、具体的な連携の効果といたしましては、研究開発部門では全国各地の多様な植生及び気象条件のもとに存在する水源林造成事業の事業地を活用した試験地の設定ですとか、データの収集等による研究成果の充実を期待しておりますし、水源林造成事業におきましては、最新の研究成果に基づく研究者の指導、助言のもとに森林整備技術の高度化に向けた取り組みの推進等について行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、そこにもちょっと関連するんですが、31ページの上から2行目ですね。ここの「事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施する」という表現につきまして、田村委員のほうから、モデル水源林のデータをとるのは研究所か、それとも整備センターかのご質問をいただいております。モデル水源林のデータの収集につきましては、兵庫県淡路市、それから長野県飯田市、ここの私どもの水源林造成事業地におきまして、平成18年度以降、雨量と事業地からの水の流出量等の調査を私ども森林整備セン

ターのほうで実施してございます。ただ、調査結果につきましては、総研の研究者のご指導を賜りながら中間取りまとめ等を行い、公表も既に行っておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○酒井部会長 ただいま森林総合研究所の中長期計画のご説明をいただきました。ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○志賀臨時委員 2点ありまして、1つは、資料4の4番目の国産材の安定供給のところの記述ですけれども、ここに関しては、橋渡しというのをどういうふうに研究レベルで進めていくかという観点から非常に重要だと思うんですね。それで、この段階ではシステムという言葉で、ご説明があったようにステージなりが違うのが全部そういうふうになっているということで、今の段階では仕方ないという気もしますが、研究員や研究室レベルの専門的な方法に基づく研究が展開され、それと社会的ニーズの橋渡しといったときに、そこに何か新しい研究視点、方法が多分出てくることになると思います。それをこのイの国産材安定供給に向けた持続的林業システムの開発に向けて、領域や研究所として研究員や研究室レベルの研究を統合して、どう展開していくかが今後問われてくるということで、今後の取り組みに期待したいと思います。それから「林業システム」と「林業生産システム」という言葉の何が違うのか、ご検討いただければと細かい話で恐縮ですが、それが1点です。

それから、もう一点は、森林保険の再保険制度云々については、基本的に債務保証と再保険はかなり違うと思います。普通の損保だと再保険を国際的な再保険市場で掛けて、それは当然そうした費用も入れて料率算定を行っている。森林保険の場合には、国際的な再保険市場に出した場合に森林災害のリスクが高いとされているので、再保険ではなく多分こういうことになっているというふうに理解していますが、国営でやってきてここに引き継がれた森林保険は、そのところがリスクヘッジの面で違うということを保険金額や手数料の見直しの際に考慮することが重要と考えます。

○田中森林総研理事 志賀先生、ありがとうございました。最初の2つは私のほうから。

まず最初の件は、大きな課題ですよ。安定供給に向けたという課題の橋渡しをどうやっていくかということに関して、この課題の運営、アウトプットをどう出していくかという中で、その問いにどれだけ答えられるかというのが我々の仕事かと、答えを出せというよりは、そういうふうに進めてほしいというご提言というふうに伺いましたので、その点に関してはぜひ頑張りたいと思います。

あと、システムに関しては、林業生産システムという生産をつけたところに一応ブレイクダ

ウンしているような形にはなっているんですけども、やっぱり誤解を招かないかということ
は不安ですので、修正するかどうかという点も、この定義を明確に示せばこのままいくかも
しれませんけれども、もし必要があれば、特に林業生産のところに関しては考えたいかと思ひ
ます。ほかのものに関してはかなり明確に意識されているかと思ひますので、ご指摘ありが
うございました。

○鈴木森林総研理事 今、先生からご指摘がございました件でございますけれども、森林国
営保険が民間損保にそもそも行かなかったのは、引き取り手がなかったというところから始ま
ってまして、そういう意味では、先生ご指摘のとおり、気象災害のリスクが非常に大きいとい
うことが言えると思ひます。先ほど保険料率の見直しとか積立金の妥当性の規模というお話を
申し上げましたけれども、それについては、損害保険協会、機構の専門家とか、金融コンサル
タントのメンバーも入れて、海外の再保険事業とか、いろいろな専門知識を持つ人たちに入っ
ていただいて見ております。そういった中で、積立金なり保険料率の見直しについては大臣に
毎年度報告をすることにしておりまして、その中で変える場合は判断していくということにな
るんですけども、最も重要なのは、やはり通常の災害規模であればちゃんと支払えるような
金融機関としてやっていかなければいけないということですので、そこら辺は本当に幅広い意
見を聞きながらやっていきたいと思っております。

前回のリスク管理委員会の中には、やはり海外の欧米の再保険と森林保険の関係でいくと、
非常に厳しいというお話は伺っております。そういう意味で、もう少し幅広く検討したいとい
うふうに思っております。ただ、国会の中で物すごい議論があつて、最後に心配な点につい
ては、やはり国が最後、債務保証を行うという一文が入っているということでございますので、
先生が言われたとおり、保険の部分と債務保証の部分は違うということですけども、やっぱ
り森林所有者にご迷惑をかけないという意味で、慎重な運営を図っていきたいというふうに思
っております。

○本郷森林整備部長 法律を出したときの議論がありますので、ちょっとご紹介しておきたい
と思ひます。

再保険制度、この問題は、森林保険特会では民営化することというのも一つあるんですけども、
もう一つ、特別会計をなくしていくという国全体の大きな流れがあつて議論がされたわ
けです。例えば、たしか貿易の保険なんかの場合、再保険とか、そういうことをどうするかと
いうのがあつたんですけども、その他のものは国が再保険している。地震のところとかはそ
ういうものがあつたわけですけども、再保険特別会計をまたつくらなければいけないという

ことと、そのためにまたコストをかけなければいけない。再保険特会を回すための人間も必要だし、お金も必要だというようなことで、再保険制度をとらずに国が最終的に債務保証を行い、森林災害が起こったときの保険金を迅速に払うことができるようにするということで、この方策をとったということです。

再保険がないことも考慮し、ということを、わざわざそういう意味で入れるのはどうかなと私は思いますので、ここはもともとの記述で考えさせていただきたいというふうに思いますけれども、いずれにしても、この積立金の規模というのは、その際の自民党の中での議論、あるいは国会の中での議論で、今の積立金が多過ぎると実は言われたんです。どこまで減らせるのか考えろと、それで保険料だって下がるじゃないかみたいな議論があって、今後、その積立金の規模については、リスク管理委員会だとか、いろいろなところできちんと第三者の意見も聞きながらやっていきますというお答えをしているというところをご理解いただきたいというふうに思っております。

○酒井部会長 よろしいでしょうか。

ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいですか。先生、何か。

○田村委員 森林整備事業全体の動向を踏まえつつコストを削減するという２点に関するご説明は理解しました。

この記述をどうしろという意見ではなくて、水源造成林事業にかかわらず、森林整備におけるコスト削減ということが全体で言われるわけなので、そのときにコンテナとか一貫作業とか低密度植栽とかという施業技術、施業方法だけに着目するのではなくて、水造でいえば造林者のマネジメント能力というか、そういう部分でのコスト削減というのも十分余地はあると思うので、そういう視点も必要なのではないかということで、一言言わせていただきました。

○池田整備課長 ありがとうございます。先生ご指摘のとおり、この造林コストの削減というのは、今後森林整備事業全体が今までの間伐をきちんとやることに加えて、主伐面積がどんどんふえてきますから、その後の確実な更新を図っていかなければならないということで、大変厳しい財政事情の中で森林整備事業全体を進めていかなければならないという状況に置かれています。そういう意味で、個々の現場の人たちにおいてもきちんと効率的に仕事をしていただくということが大変重要でして、我々のほうでも、28年度予算に向けて、都道府県を通じて関係する事業体等にいろいろコスト削減に向けた提案もさせていただいて、現場レベルの意見も聞いて進めています。

何点か今後進めていこうということで、例えば伐採と造林の一貫作業をもっと取り入れても

られないとか、そのときにコンテナをもっと普及を図っていこうとか、また、間伐についても、現場の状況を見ながら、例えば列状間伐であるとか、搬出の効率化を図っていくとか、いろいろやらなければいけないことはたくさんありますので、そういった意味では、国、県、現場の人たち一体となって、これについては取り組んでいきたいと思っています。その中でまた水源林造成事業は、その範となるような形でどんどん進めていければなというふうには思っています。

○酒井部会長 よろしいでしょうか。

ほかの意見ございますでしょうか。じゃ、徳地委員、どうぞ。

○徳地臨時委員 水源林のところでなんですけれども、事業の研究機関との連携によって確認されてというところがきちんと書いていただいていたので、私はとてもよいかなと思ったんですが、一つ読んでいて気になったのが、事業の業務の効率化に関する事項のところで、効果的な業務運営に支障を来すことのない範囲で削減に努めているかというものの評価指標が一般管理費というものになっていて、これでわかるのか。ほかにどうしようもないのかなと思うんですが、ちょっとこの辺が注意していただいて、やっぱり無理のないようにしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○池田整備課長 ありがとうございます。その点について十分注意しながら、現場レベルで支障のないように進められるようにしていきたいと思います。

○本郷森林整備部長 ここの書きぶりが3つあって、削減と一番上は書いてあるし、ここだけは一般管理費としか書いていないしというところは、ちょっと統一していただけないでしょうか。意味があって削減と書けないということではないと思いますので。

○大沼整備課森林資源循環施業推進官 節減ですか。

○本郷森林整備部長 節減というんですか。はい。

○酒井部会長 よろしいでしょうか。ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、一通りご説明いただきまして、森林総研の中長期計画案につきましてご説明、それから委員からご指摘いただきました。本日の意見の中で用語の定義ですとか、先ほどの経費の整理とか、ご意見がございました。事務局と相談の上、林野部会として取りまとめてまいりたいと思いますけれども、この件に関しまして座長にご一任ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○酒井部会長 異議なしということで、ありがとうございます。

そのほか、事務局から何かございますでしょうか。

○中塚研究指導課長補佐 中長期計画案につきましては、今後財務協議等を経まして、最終的に3月末までに認可手続を了することになります。また、その間に修正等が生じた場合は、またその取り扱いについては部会長とご相談をさせていただくということでしょうか。

○酒井部会長 ただいまの事務局のご説明にありました取り扱いでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○酒井部会長 それでは、異議ないということで確認いたしたいと思います。

○中塚研究指導課長補佐 ありがとうございます。

平成28年度からスタートします次期中長期計画目標及び計画につきまして、本日を含め、今年度これまでご審議をいただき、貴重なご意見を賜りまことにありがとうございました。

今期が期間終了ということになりますので、来年度は平成27年度の業績評価ということになります。また引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○酒井部会長 それでは、以上で第5回国立研究開発法人審議会林野部会を閉会いたします。

委員の皆様には、熱心なご審議どうもありがとうございました。

午前11時56分 閉会